足監査公表第1号 平成26年1月30日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 﨑 勝

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 酉 田 智 男

記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査実施日 平成25年11月27日 農業委員会事務局、行政委員会事務局

平成 25 年 12 月 20 日 生活環境部

平成25年12月26日 会計課、議会事務局

平成 26 年 1月 22 日 総務部

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、 検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監査結果
農業委員会	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
事 務 局	州伤に関する事伤は、適正に称けているものと診めりれた。
行政委員会	財政に関わて事政は、第二に執行されていてものも初められた
事 務 局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
生活環境部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
会 計 課	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
議会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
総務部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。